○農林水産省告示第千六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道空知郡南富良野町字落合一二三六の一・一二三七・一二四一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町大字船泊村字チヱサントマリ五九一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ベンザイトマリ二六三の三地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県桐生市黒保根町上田沢字西釜柿甲二一二六、乙二一二六、字吉野入一六八八、一六八九、字吉野入向一七〇〇の一から一七〇〇の三まで、甲一七〇一、乙一七〇一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西釜柿甲二一二六、乙二一二六、字吉野入一六八八・一六八九・字吉野入向甲一七〇一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県安中市松井田町横川字東七四〇の一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県桐生市梅田町三丁目字鼻撮三九三の一、三九四の一、三九五の一、菱町二丁目字下出二五五三、菱町五丁目字田ノ入四八四、四八五、字引田七三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鼻撮三九三の一・三九四の一・字下出二五五三・字引田七三〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字田ノ入四八四、四八五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県藤岡市上日野字細谷戸七一三、七一四、七二五の一、三波川字月吉一七四二の一、字下妹ヶ谷三五〇四、字竹谷戸三五七二、三五九五、三六六四、三六六五の甲、三六六五の二、三六六六、三六六七、三六七八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字細谷戸七一三、七一四、七二五の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び藤岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和